

FlexCRM 使用約款

2023 年 4 月 1 日改定

株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下、当社）は、ソフトウェア AmeyoJ 使用に付帯して、ノイアンドコンピューティング株式会社（以下、ノイ社）の提供するソフトウェアであるクラウド CRM サービス「FlexCRM for Contact Center」（以下、FlexCRM）を提供し、その使用許諾のため、FlexCRM 使用約款（以下、本約款）を定める。

第 1 条（使用許諾契約の成立）

1. FlexCRM の使用を希望する契約者は、「アイ・ピー・エス・プロ サービス利用申込書」によりその申し込みを行う。
申込書には、当社の見積書（使用料金）が添付され、契約者はその見積りに同意して申し込みを行う。当社は、使用料金を経済情勢の変動により随時改定することができる。
2. 当社は、FlexCRM の使用開始の日を契約者に通知し、その通知をもって申し込みに対する当社の承諾とし、そのときに FlexCRM 使用許諾契約が成立する。AmeyoJ の使用許諾申込と同時に FlexCRM 使用許諾の申込を行った契約者については、AmeyoJ 使用約款第 1 条 2 項を準用する。
3. FlexCRM はノイ社が提供するものであり、当社はその内容に関与しない。

第 2 条（使用許諾）

1. 当社は、本契約を締結した契約者に対し、本約款の条件により、FlexCRM の非独占的使用権を許諾する。
2. FlexCRM は当社のサーバー内に格納され、契約者は契約者の通信設備からインターネット回線・公衆回線を介して FlexCRM にアクセスし、FlexCRM の使用をすることができる。
3. 契約者は、FlexCRM をコールセンター関連業務の顧客管理のために使用することができ、他の用途に使用してはならない。
4. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づき許諾された権利を、第三者に再許諾することができない。

第 3 条（知的財産権）

1. 契約者は、FlexCRMに関連する著作権その他の知的財産権（以下、著作権等）が、当社または当社にライセンスを付与しているノイ社に帰属することを承認し、その帰属を争ってはならない。本契約の締結によって、FlexCRMの著作権等が、当社から契約者に移転するものではない。
2. 契約者は、FlexCRMの使用に関連して、提案・アイデアの提供・フィードバック等をした場合には、これらの情報に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）その他の知的財産権を、当社に無償で譲渡することにあらかじめ同意し、当社は、これを自由に使用することができる。
3. FlexCRMの使用に関し、契約者が、第三者によるFlexCRMの著作権等の全部若しくは一部の侵害あるいは侵害のおそれを発見した場合、契約者は当社にその内容を通知しなければならない。
4. 契約者は、ノイ社の定めるFlexCRMの利用規約（<https://flexcrm.jp/flexcrm-terms.html>）に同意しなければならない。

第4条（ログインID・パスワード）

1. 当社はノイ社が発行する契約者のログインID・パスワードを契約者に通知し、契約者はこれらを使用して当社サーバーにアクセスし、FlexCRMを使用することができる。
契約者は自己の責任により、パスワードを変更することができる。
2. ログインID・パスワードは契約者が管理しなければならない。
ログインID・パスワードの管理不備・使用上の過誤・第三者の使用等により契約者その他の者が損害を被っても、当社は責任を負わない。
3. 第三者がログインID・パスワードを用いてFlexCRMを使用した場合、契約者による使用とみなされ、契約者は使用料金の支払いその他の債務を負担しなければならない。

第5条（支払方法）

当社は見積書記載の使用料金の請求書（請求書データを含む、以下同じ）を契約者に送付し、契約者は、AmeyoJ使用約款第6条2項の方法により支払う。

第6条（問い合わせ）

FlexCRM についての問い合わせは、契約者が直接、ノイ社が提供するサポートサービスを利用して行う。

第 7 条（公表の同意）

契約者の FlexCRM の使用申込みをもって、契約者が FlexCRM を使用していることを、ノイ社が公表することについて同意したものとみなす。ただし、申込みと同時に、当社に公表に関する異議を書面で申し立てた場合、この限りではない。申込み以降に、当社に公表に関する異議を書面で申し立てた場合は、当社はノイ社にその旨を通知する。

第 8 条（AmeyoJ 使用約款の準用）

AmeyoJ 使用約款第 5 条 2 項 3 項・第 7 条・第 9 条から第 24 条を本約款に準用する。必要な場合、「本ソフトウェア」を「FlexCRM」と読み替える。

第 9 条（約款の変更）

1. 当社は本約款を任意に変更することができる。
2. 本約款を変更しようとするときは、当社はその変更内容を当社のウェブサイトに掲示し、効力発生時期を明示する。